

る。

もちろん、職員不在時の宿直業務の性質上「突発的な事件・事故の対応」は含まない。それ以外の通常業務についてのことである。

この点につき、■■支所では次の業務が問題となる。

①職員 24 時間待機の際の「外線電話取次ぎ」

大雨警報、暴風雨警報、地震注意報が出ると職員が交代で 24 時間待機する。
「この時にかかってくる電話を全て警備員が取り担当部署に取り次げ」という。

支所総務課の上げる理由は「その部署に待機職員がいないかもしれないから」
or 「かかってきた電話をどの部署で取ってよいのか分からないから」。

しかし、各部署には固有の外線電話番号がありその電話が鳴る。
その部署の電話が鳴れば「その部署にかかってきた」電話だと分かる。
また、部署といっても隣の机列、待機している別の部署の職員が電話をとればよい。

さらに、警備員は「その部署に待機職員がいるのかいないのか」分からない。
警備員が待機職員のいない部署に転送すれば、
結局は隣の列の待機職員が電話を取ることになる。

そもそも即応のための待機なら待機職員が直接電話を取った方が素早く行動できる。
何のための 24 時間待機なのだろう。

このように「職員 24 時間待機の場合の警備員の外線電話取次ぎ」は「二度手間」の意味のない業務である。

以前、受注した■■支所、■■短大ではすべて待機職員が処理して警備員は関係しなかった。

しかし、問題は「その業務が意味あるものかどうか」ではない。
「それが警備員の連続した 4 時間睡眠を害する」業務であり違法労働になることにある。

この、違法労働を回避するのは簡単である。
「待機している職員が電話を取ればよい」。

②■■■事業所の工事終了時の職員出入り

■■■支所には■■■事業所が同居している。

この事業所が金曜、土曜の深夜に水道工事を行う。

これに立ち会った職員が庁舎に出入りする。

その出入りが3時や4時になる。

職員は仮眠中の警備員を起こして警備室側出入口を開けさせ、庁舎内で残りの仕事を片付けて退出し、警備員が出入口を施錠する。

直近では、10月■日の3:30~3:35、10月▲日の1:00~1:20。

同じことは「■■■事業所の当番が水道障害対応で深夜に出入りする」場合にも起こる。

この出入り対応も「夜間の4時間以上の睡眠を害する業務」となり違法労働となる。

この違法労働を回避する方法も簡単である。

「■■■事業所の職員に警備室側出入口の鍵を持たせて自由に出入りさせる。」

③職員の残留

職員が残業する場合がある。

通常、23時頃には退出するが、1時を過ぎることがある。

警備員に対しては何の連絡もない。

「職員が残業しているのだから警備員はそれを待っていて当然」と考えているようだ。

10月■日、当方が勤務。

2名の職員が深夜1時を超えても「全く退出する気配がない」。

当方はその職員に「警備員が夜間に連続した4時間以上の睡眠ができないと違法労働になる。あなたたちは警備員に違法労働を強いていることになる」と強く説示して退出してもらった。

これは当方だから職員に言えたこと。

勤務しているのがもう一人の警備員だったらそのまま我慢していただろう。

そうなれば残留している職員は警備員に違法労働を強要したことになる。

この残留職員については労働基準法違反の間接正犯や公務員職権濫用罪の成立はともかく

「完全にパワハラ成立」となるだろう。

どうも■■支所の総務課職員は「警備員はフリーパスの小間使い」と思っているようだ。今まで宿直業務の警備員をそのように扱い、警備員はそれを我慢してきたのだろう。職員達には「断続的労働の理解」から始めなければならない。

それはともかく、この違法労働を回避する方法も簡単である。

「残留する職員に警備室側出入口の鍵を持たせて、気のすむまで残業させ退出時に自分で施錠させる」。

④■■■事業所の自動電話対応

■■■事業所管内でシステムが障害を検知した場合に■■■支所に「〇〇地区で故障」という自動電話がかかってくる。

警備員は「〇〇地区で故障」をすぐにその日の■■■事業所の当番に連絡する。

このシステムによる障害通報は3方法でその日の当番に連絡される。

- ①その日の当番へ（当番以外の全職員にも）詳しい障害内容の自動メール。
- ②水道事業所本部に「〇〇地区で故障」の自動電話、本部からその日の当番に連絡。
- ③■■■支所に「〇〇地区で故障」の自動電話、■■■支所警備からその日の当番に連絡。

①がメインで②と③は「障害連絡が入ったこと」を確認するための安全策となる。

連絡を受けた当番は詳細な障害内容のメールを確認して、問題とならない障害やすぐに対応する必要のない障害では対応しない。

しかし、システムはそれを知らないのか何度でも自動電話をかける。

直近では10月■日の、

22:52, 23:45, 0:20, 2:05, 2:08, 2:29, 4:00 の7回。

内容は同じ「■■■地域で故障、至急連絡願います」。

10月▲日の1:55, 2:26。内容は「▲▲地域で故障、至急連絡願います」。

警備員はこれをその都度当番に連絡しなければならない。

これでは「連続した4時間睡眠」などできず違法労働となる。

警備員の自動電話対応が「二つある確認・安全策」の一つに過ぎないのであれば、

「0時を越えるもの」については警備員の対応を外してよいのではないだろうか？

警備員に違法労働をさせてまで対応させる必要はないと思われる。

○追記

断続的労働の適用除外許可は「精神的負担の大きい業務」については許可されない。

※労働基準法解釈総覧・改訂 15 版

- ・ 493 頁④イ「一般的な許可基準」
- ・ 497 頁 2 「警備業務に係る許可の取り扱い」
- ・ 498 頁 上段 (2) 「断続的労働の態様の警備業務については…」

しかし、現在の宿直業務に含まれている「戸籍届受理手続き、火葬許可書発行、道路障害情報対応」は「精神的負担の大きい業務」にあたり適用除外許可の範囲を超える違法労働となる。

そのため「断続的労働としての宿直業務」にこれらの業務を含めていることは「津市が違法労働を発注している」ことになってしまう。

これは全国の市町村で行われていることであるが、その市町村自らが「労働基準法に反する違法労働を警備員に強要すること」になり、行政上の責任にとどまらず刑事責任も論じられることになる。

上記の「連続した 4 時間の睡眠を害する業務」の排除のように、すぐに対処できるものではないが避けては通れない問題だろう。

以上詳しくは当方の HP で公開しているので一読されたい。

「今後の津市の対応」についてはその都度追記・公開していく。

※警備員の杜・「間違いだらけの警備員の宿直業務」

<https://keibiinnomori.spnet.biz/2024/06/15/post-834/>

